

群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1 農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業等の振興に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別記1の第1の3、同別記4の第1の3、同別記5の第1の3、同別記6の第1の3及び同別記9の第1の1の(3)に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象及び交付率等)

第2 この要綱による交付の対象となる事業及び経費並びに交付率等は別表に掲げるとおりとする。

また、別表の区分の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請)

第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 申請書の提出期日は、所長が定める日までとする。

3 事業実施主体は、前項の申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第4 所長が交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の遂行において群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第3の2の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、事業実施主体は所長に報告し、警察に通報すること。

(2) 事業実施主体（地方公共団体以外の者。この項において以下同じ。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3) 事業実施主体は、(2)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省及び県の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(4) その他、所長が必要と認める条件

(着手)

第5 事業の着手は、規則第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が交付の決定前に着手する場合にあっては、実施要領別記1の第4の4、同別記4の第4の4、同別記5の第4の4、別記6の第5の4及び同別記9の第4の1の(4)の規定に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を所長に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第6 事業実施主体は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第9条第1項第1号の規定により、所長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の事業変更承認申請書を所長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7 規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ認める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(指示申請)

第8 事業実施主体は、規則第9条第2項の規定により、所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を所長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9 規則第10条に規定する報告は、交付金等の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに所長に提出するものとする。

2 所長は、1の報告を受けた場合は、1月20日までにその写しを知事に提出するものとする。

(概算払請求)

第10 事業実施主体は、規則第7条第2項の規定により、概算払により交付金等を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を所長に提出するものとする。

(実績報告)

第11 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、原則として事業完了後1ヶ月又は事業実施年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに所長に提出するものとする。ただし、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

2 所長は、1の報告を受けた場合は、その写しを知事に提出するものとする。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(事業実施主体の義務)

第12 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)及び要綱に従わなければならない。

2 規則第8条の規定による補助事業者等の義務のほか、事業実施主体は、当該事業において取得し、又は効用の増加した財産について、当該財産について知事が定める期間を経過した場合を除き、事前に所長の承認を受けずに交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

ただし、当該事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付の決定をもって所長の承認を受けたものとする。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の執行に影響を及ぼさないこと

なお、所長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価格相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納入させることがある。

3 事業実施主体は、補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 事業実施主体は、交付事業(本交付金の交付の対象となる事業をいう。)の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質確保に努めなければならない。

5 事業実施主体(地方公共団体に限る。)は、要綱第27に基づき交付金調書を作成しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月30日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

	(4) スマート捕獲等普及加速化事業 ① ICT機器及びデータを活用した被害防止対策の実施 ② ICT機器及びデータを活用した被害防止対策の普及活動	定額		
--	--	----	--	--

(注) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金は、要綱別表の区分・事業種類の欄の1に、鳥獣被害防止総合対策推進交付金は、同別表の区分・事業種類の欄の2の(1)、(4)、(5)及び(6)に、それぞれ対応する。

別記様式第1号（第3関係）

年度群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

文書番号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

所在地
協議会名
（団体名）
代表者 役職 氏 名

（市町村の場合
市町村長 氏 名
（協議会名）

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則及び群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第3の規定により、下記のとおり交付を申請する。

なお、事業の内容等は、〇年〇月〇日付けで計画承認通知があった事業計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

鳥獣被害防止総合対策整備交付金	円
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円

- (注) 1 添付書類として、群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第3の1により知事の計画承認を受けた事業実施計画書を添付すること。
なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、計画承認を受けた計画書の変更箇所をわかるように訂正したうえで提出すること。
- 2 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、「なお、事業の内容等は、〇年〇月〇日付けで計画承認通知があった事業計画のとおりである。」を削除して提出すること。
- 3 協議会に参画している組織・団体が実施する場合は、参画している協議会名も記載すること。

別記様式第2号（第6関係）

年度群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書

文書番号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

所在地
協議会名
（団体名）
代表者 役職 氏 名

（市町村の場合
市町村長 氏 名
（協議会名）

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり変更したいので、群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第6の規定により申請する。

記

- 1 事業内容
- 2 変更内容及び理由
- 3 変更後の事業計画

（注） 別記様式第1号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。
この場合において、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号（第9関係）

年度群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書

文書番号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

所在地
協議会名
(団体名)
代表者 役職 氏 名

(市町村の場合
市町村長 氏 名
(協議会名))

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、
群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に 完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定日	
	円	円	%	円		

(注) 「区分」の欄には、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金の区分を記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

年度群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書

文書番号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

所在地
協議会名
(団体名)
代表者 役職 氏 名

(市町村の場合
市町村長 氏 名
(協議会名))

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第10の規定により、下記により、金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	対象 事業費	交付金 交付 決定額	既受領額		今回請求額		残 額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	〇月〇 日迄 出来高	金額	〇月〇 日迄 予 定 出来高	金額	3月31日 迄 予 定 出来高		
			円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金の区分を記載すること。
2 交付決定が変更された場合には、備考欄にそのすべてを記入すること。

・概算払を必要とする理由

年度鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

文書番号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

所在地
協議会名
（団体名）
代表者 役職 氏 名

（市町村の場合
市町村長 氏 名
（協議会名）

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第11第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として、鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇〇円

鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

（注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

年度消費税仕入控除税額報告書

文書番号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様

所在地
協議会名
(団体名)
代表者 役職 氏 名

〔 市町村の場合
市町村長 氏 名
(協議会名) 〕

年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、
群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第11第4項の規定により、報告します。

記

1 群馬県補助金等に関する規則第7条の交付金の額の確定額 (年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 市町村別、補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

